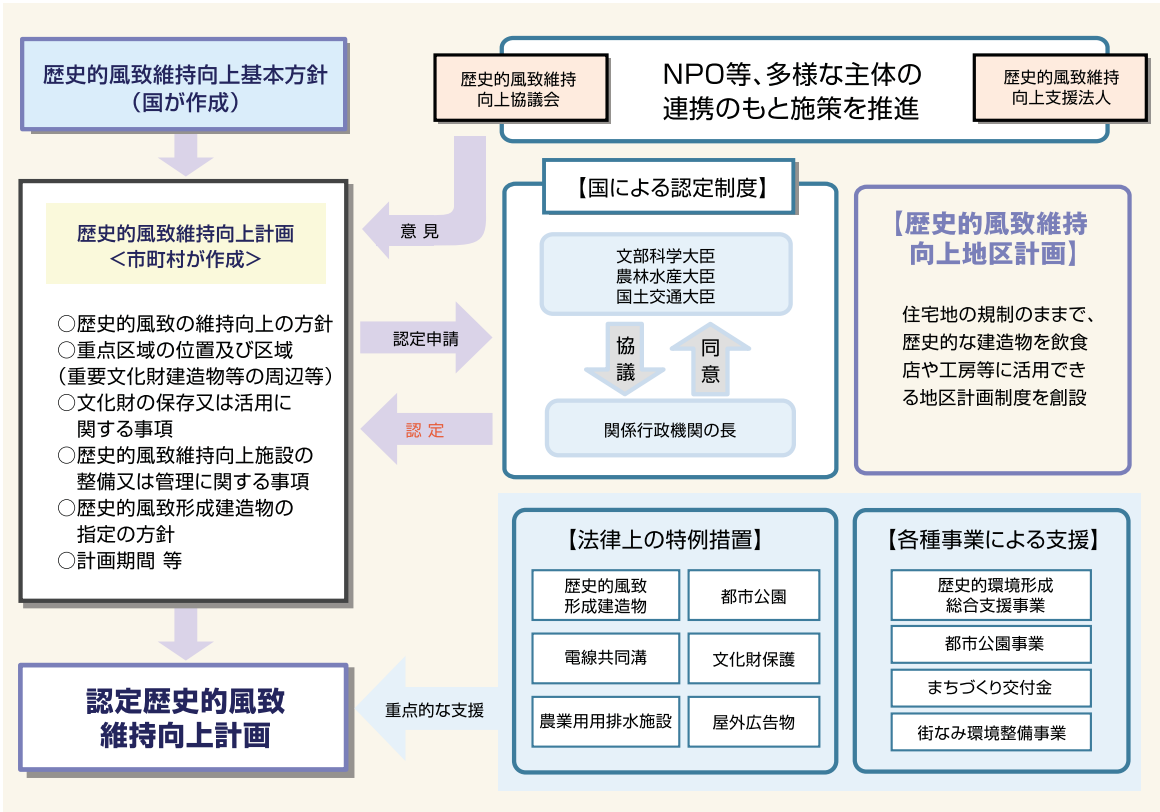


歴史まちづくり法の仕組み



歴史まちづくり法（正式名称「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」）は、平成20年5月16日に成立、同月23日に公布。本年11月4日に施行されました。

歴史的風致維持向上基本方針

- I. 地域における歴史的風致の維持及び向上の意義
 - ◆地域の新たな文化や産業の創造の源や、当該地域を訪れる人が地域の歴史や伝統を体感し、参加する場として大きな価値
 - ◆地域活性化につながるるとともに、伝統文化の保存、継承するに当たり重要な意味
- II. 重点区域の設定
 - ◆重点区域の定義
 - ◆施策の実施の必要性和重点区域との関係
 - ◆重点区域の規模
- III. 文化財の保存及び活用
 - ◆文化財の適切な保存と活用の必要性
 - ◆文化財の総合的把握と、基本的な構想に基づく取組みの必要性
 - ◆まちづくり行政と文化財行政との連携
 - ◆都道府県文化財部局との連携
- IV. 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理
 - ◆歴史的風致維持向上施設の定義
 - ◆具体的な記載内容イメージ
 - ◆施設管理者との同意
 - ◆史実に即することや景観上の配慮、効果の検証
- V. 良好な景観の形成に関する施策との連携
 - ◆景観法などによる総合的、一体的な施策の必要性
 - ◆重点区域における景観計画の活用と計画への位置づけ
 - ◆重点区域における景観地区、高度地区、風致地区、歴史的風致維持向上地区計画など都市計画の活用
- VI. 歴史的風致向上計画の認定
 - ◆歴史的風致維持向上計画の認定基準
 - ◆認定と連携した支援措置
 - ◆認定の手続き（認定申請、記載事項など）
 - ◆その他の支援措置
 - ◆認定と連携した法に定める措置
- VII. その他重要事項
 - ◆歴史的風致維持向上協議会
 - ◆歴史的風致維持向上支援法人
 - ◆歴史的風致維持向上地区計画

地域における歴史的風致の維持及び向上を図るため、市町村は、国が作成する「歴史的風致維持向上基本方針」に基づき、「歴史的風致維持向上計画」を作成し、国の認定を申請することができます。そして、国は認定された「歴史的風致維持向上計画」に基づいて、法律上の特例措置や各種事業により重点的な支援を行います。

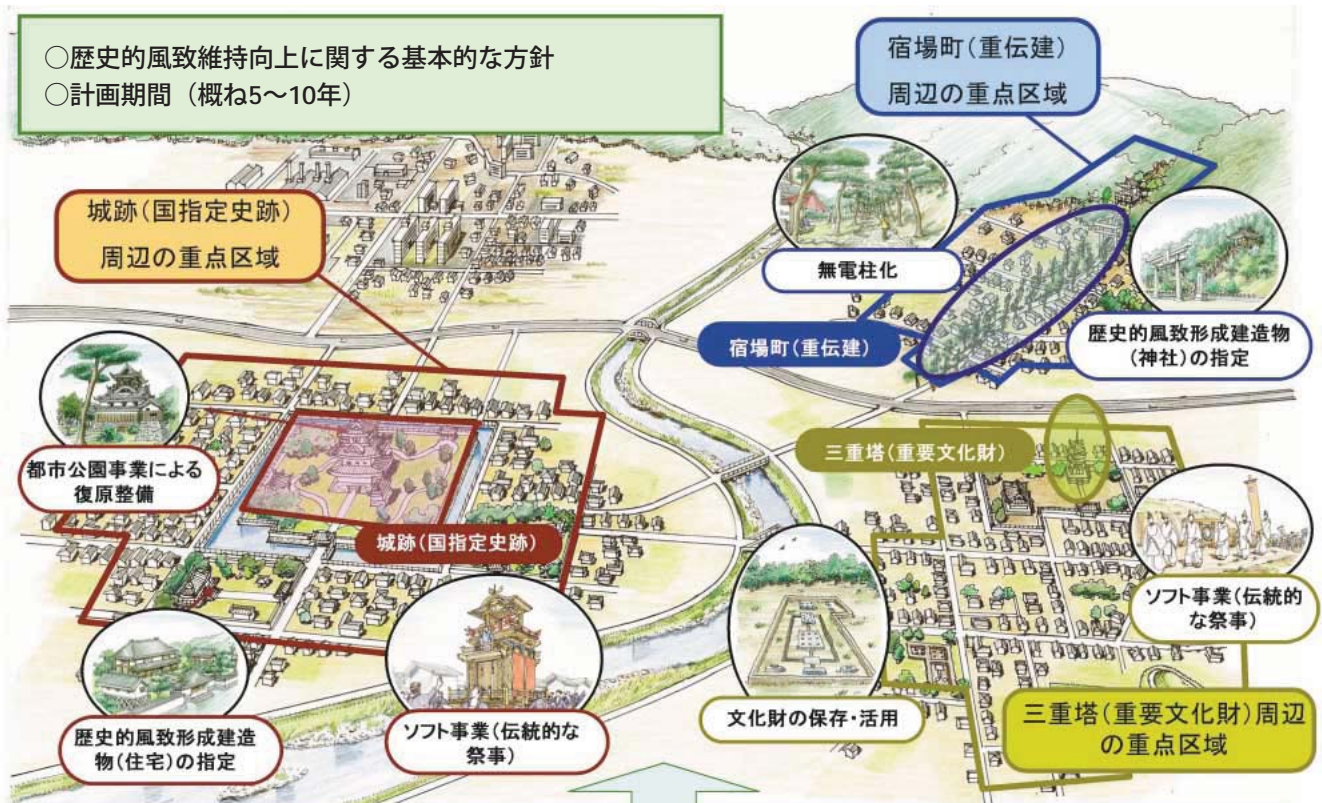
本方針は、歴史的風致の維持及び向上に関する施策を総合的かつ計画的に講じるために必要な基本的事項を定めたものです。また同時に、市町村が「歴史的風致維持向上計画」を作成する際の指針となるほか、国が当該計画を認定する際の基準となります。

歴史まちづくり法の仕組み

歴史的風致維持向上基本方針(図1)

図1

歴史まちづくり計画(歴史的風致維持向上計画)のイメージ



歴史的環境形成総合支援事業 (H20:7億3千万円) により、国指定文化財以外の歴史的風致を形成する寺社や住宅などの建造物の復原・買取・修理や、伝統行事などソフト事業を総合的に支援

図2

歴史的風致維持向上計画

市町村は、基本方針に基づき、「歴史的風致維持向上計画」を作成する際には、次に掲げる事項を記載しなければなりません。

・ 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

・ 重点区域の位置及び区域

・ 文化財の保存又は活用に関する事項

・ 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

・ 歴史的風致形成建造物の指定の方針

・ 計画期間 など

計画のイメージは図2のとおりです。

認定計画に基づく各種事業による支援

歴史的環境形成総合支援事業

歴史的風致形成建造物の復原・修理などを中心としたハード・ソフト(建造物に関連した伝統行事の開催など)両面にわたる取組みを総合的に支援します。

都市公園事業

史跡、城跡などを復原したもので歴史上または学術上価値の高いものが補助対象施設となります。公園管理者以外の地方公共団体や歴史的風致維持向上支援法人に対しても支援します。



ホームページでは、歴史まちづくり法関係法令、国の基本方針、関連する支援制度の概要、その他関係情報掲載しておりますので、是非ご覧ください。

<http://www.mlit.go.jp/crd/rekimachi/index.html>

お問い合わせ

国土交通省 都市・地域整備局 公園緑地・景観課

景観・歴史文化環境整備室

電話 03-5253-8954

FAX 03-5253-1593